

## 施肥低減体系緊急導入促進事業実施要領

### 第1 趣旨

昨今の肥料価格の高騰による農業経営への影響が見込まれる中、その影響を最小限に留めるためには、生産者段階において、肥料コスト低減の取組を積極的に推進することが重要となっている。その実施に当たっては、地域においてまず土壌診断を行い、診断結果を基に施肥設計を見直すことにより、地域全体として効率的な施肥体系へと転換していく必要がある。

このため、肥料コストの低減に積極的に取り組もうとする地域が新たな施肥技術等を導入し、農業生産を効率的施肥体系に転換するモデル的な地区の形成を図るのに当たり、農業・食品産業競争力強化支援事業実施要綱（平成17年4月1日付16生産第8264号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）第3の2のただし書きによる緊急対策として、土壌診断の実施及びその結果に基づく施肥設計の見直し等に対する支援を行うものとする。

### 第2 事業の取組等

#### 1 事業の取組

施肥低減体系緊急導入促進事業は、地域でまとまって効率的施肥体系への転換に取り組むモデル的な地区の形成を図る事業実施主体が地域の実情に応じて次の取組を適切に組み合わせて行うものとする。

ア 施肥設計の見直しに必要な土壌診断の実施

イ 効率的施肥体系への転換のための方針等の検討

ウ 土壌診断結果に基づく施肥指導

#### 2 事業の成果目標

本事業の成果目標は、事業実施主体の事業対象地域内の事業対象作物（野菜及び果樹以外の作物）において、土壌診断等に基づく効率的な施肥体系に転換する生産者の人数の割合を5割以上とする。

#### 3 目標年度

本事業の目標年度は、平成22年度とする。

#### 4 事業実施主体

本事業の実施主体は、事業の実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有する農業協同組合連合会、農業協同組合、農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の8第1項に規定する事業を行う法人をいう。以下同じ。）、農事組合法人以外の農業生産法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第7項に規定する法人をいう。以下同じ。）、特定農業団体（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第4項に規定する団体をいう。以下同じ。）及びその他農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものをいう。以下同じ。）とする。

ただし、農事組合法人、農事組合法人以外の農業生産法人、特定農業団体及びその他農業者の組織する団体については、構成員に3戸以上の農家を含むこと。

#### 5 不正行為に対する措置

国は、本事業の事業実施主体の代表者、理事又は職員等が、本事業の実施に関連して不正な行為をした場合又はその疑いがある場合においては、当該不正行為等に関する真相及び発生原因の解明を行い、事業実施主体に対して再発防止のための是正措置等、適切な措置を講ずるよう指導するものとする。

### 第3 事業の実施期間

本対策の実施期間は平成20年9月26日から平成21年3月31日までとする。

### 第4 事業の実施等の手続

- 1 事業実施主体は、事業実施計画を別紙様式第1号により作成し、地方農政局長（北海道にあつては生産局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長。以下「地方農政局長等」という。）に提出し、その承認を受けるものとする。
- 2 地方農政局長等は、事業実施主体から提出された事業実施計画を審査し、その承認に当たっては、外部の有識者の意見を踏まえるとともに、必要に応じ関係部局で構成する検討会を開催し、公平性の確保に努めるものとする。
- 3 地方農政局長等は、事業実施主体に対し、事業実施計画の承認を行った場合には、通知（計画変更の場合を含む。）を行うものとする。

- 4 次の各号に該当する場合は、事業実施計画の変更を行うものとし、手続きに際しては1の規定を準用するものとする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業実施主体の変更
- (3) 第2の1の対象とする取組の変更
- (4) 成果目標の変更
- (5) 事業実施主体における事業費又は事業量の30パーセントを超える変更

#### 5 採択要件

次に掲げるすべての要件を満たすこと

- (1) 受益農家が原則として3戸以上であること
- (2) 事業実施により達成すべき成果目標を定めていること

#### 6 事業実施計画の承認基準

地方農政局長等は、5に定める採択要件を確認し、次に掲げるすべての項目を満たす場合に限り、事業実施計画の承認を行うものとする。

- (1) 取組の内容が本事業の目標に沿っていること。
- (2) 取組の内容が、受益者数、受益地域の範囲等からみて適正であり、かつ、過大なものではないこと。

#### 7 管理運営

地方農政局長等は、本事業の適正な推進が図られるよう、関係書類の整備、装置等の管理・処分等において適切な措置を講じるよう、十分に指導監督するものとする。

### 第5 事業実施状況の報告

#### 1 事業実施状況の報告

事業実施主体は、目標年度までの間、毎年度、事業実施状況報告書を報告に係る年

度の翌年度の7月末日までに別紙様式第2号により地方農政局長等に提出するものとする。

## 2 事業実施状況に対する指導

地方農政局長等は、1の規定による事業の実施状況報告の内容について検討し、事業の成果目標に対して達成が遅れていると判断される場合等には、事業実施主体に対し改善の指導を講じるものとする。

## 第6 事業の評価

1 事業実施主体は、事業実施計画の目標年度の翌年度において、事業実施計画に定められた成果目標の達成状況について、自ら評価を行い、別紙様式第3号により作成した成果報告書を、目標年度の翌年度の7月末日までに地方農政局長等に提出するものとする。

2 地方農政局長等は、1の成果報告書の提出を受けた場合には、遅滞なく、関係部局等で構成する検討会を開催し、点検評価を行い、その結果を公表するとともに、当該評価結果を生産局長に報告するものとする。また、事業実施計画に定めた成果目標が未達成であった場合は、当該事業実施主体に対し、改善計画を提出させるなど適切な指導等を行うものとする。

3 生産局長は、2の地方農政局長等からの報告を受けた場合には、第三者の意見を聴取しつつ、評価結果をとりまとめる。

4 地方農政局長等は、本対策の実施に資するため、事業の実施効果等に関する調査を行うことができるものとする。

5 地方農政局長等は、2の点検の結果、事業実施計画に定められた方法で事業評価が実施されていない場合には、事業実施主体に対し、再度評価を実施するよう指示するものとする。

6 地方農政局長等は天災等外部的な要因により、事業実施計画で定めた方法では事業評価の実施が困難と判断される場合には、評価方法を変更した上で事業評価を実施するよう事業実施主体を指導するものとする。

7 地方農政局長等から評価方法を変更して評価を行うよう指示を受けた事業実施主体は、変更した方法で事業評価を実施し、その結果を速やかに地方農政局長等に対して報告するものとする。

## 第7 事業の実施基準

### 1 対象とする取組

第2の1に定める取組は、下表の左欄の各項目ごとに右欄に掲げる内容とする。ただし、事業実施主体が自力若しくは他の助成により実施中の事業又は既に完了している事業については、この事業の補助対象としない。

項 目	事 項
(1) 施肥設計の見直しに必要な土壌診断の実施	次期作で土地利用型作物等の作付を予定する圃場において、以下の取組を行うことができる。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・肥料成分の定量的分析ができる簡易土壌診断装置の導入</li> <li>・土壌診断</li> <li>・土壌診断ソフトの利用</li> </ul>
(2) 効率的施肥体系への転換のための方針等の検討	<p>(1)の結果を踏まえ、以下の取組を行うことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・効率的施肥体系への転換のための方針等の検討</li> </ul>
(3) 土壌診断結果に基づく施肥指導	<p>(1)の結果を踏まえ、効率的施肥体系への転換を進める以下の取組を行うことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外部専門家による施肥指導</li> <li>・土壌診断担当者や施肥指導者の研修</li> <li>・生産者への施肥指導</li> </ul>

## 2 経費の範囲等

- (1) 事業実施主体は、必要に応じて1の事項の一部を外部の者に委託することができるものとする。
- (2) 本事業による補助対象経費は次に掲げるものとする。

区 分	内 容
設備備品費	1件当たりの取得価格が50万円未満の設備（機械・装置） ・物品等の購入及び据付けに必要な経費
消耗品費	土壌診断に必要な薬品、事業執行に必要な事務用品等の購入に必要な経費
旅費	資料収集、各種調査、打ち合わせ等の実施に必要な経費
謝金	専門的知識の提供に対する謝礼に必要な経費
賃金	資料整理、補助、事業資料の収集等の業務のために雇用したものに對して支払う実働に応じた対価
委託費	土壌診断を他の民間団体等に委託するための経費
その他	通信運搬費、文献購入費、印刷製本費、データ処理機器借上料、ほ場借上料等、会議費

## 第8 補助金の交付

- 1 事業実施主体は、自らが行う第2の1の取組に対して補助金の交付を受けようとするときは、事業実施計画を提出した地方農政局長等に対し、その申請を行うものとする。
- 2 地方農政局長等は、1により申請された場合には、事業実施主体が第2の1の取組に要した事業費に対し定額で補助金を交付するものとする。ただし、本事業における補助金額上限は200万円までとする。

## 第9 事業の着手

事業の着手は、原則として、補助金交付決定に基づき行うものとする。ただし、地方農政局長等による当該事業実施計画の承認を受けた後、事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情により、交付決定前に着手する場合にあっては、事業実施主体は、予めその理由を明記した交付決定前着手届を別紙様式4号により地方農政局長等に提出するものとする。

この場合において、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任であることを了知の上で行うものとする。

## 第10 国の助成等

国は、予算の範囲内において、本事業の執行に必要な経費について、補助するものとする。

## 第11 その他

- (1) 本事業は、定額補助の事業であることから、特にその補助金の使途について厳正に管理することとし、使途を証明する領収書等関係書類等を事業終了の翌年度から起算して5年間保管、整備しておくものとする。
- (2) この要領に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、生産局長が別に定めるところによる。

〇〇農政局長<sup>※</sup> 殿

住 所  
事業実施主体名  
代表者氏名 【印】

施肥低減体系緊急導入促進事業の実施計画の（変更）承認申請について（土地利用型作物等）

施肥低減体系緊急導入促進事業実施要領（平成20年9月26日付け20生産第3594号生産局長通知）第4の1の規定に基づき、関係書類を添えて（変更）承認申請します。

- 注) 1 関係書類として、別添「施肥低減体系緊急導入促進事業実施計画書」を添付すること。
- 2 変更の場合には、施肥低減体系緊急導入促進事業実施計画書様式中「事業の目的」を「変更の理由」と書き換え、事業実施計画の承認通知があった事業の内容と変更後の事業の内容とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

※ 北海道にあつては農林水産省生産局長あて、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長あてとすること。

別添

施肥低減体系緊急導入促進事業実施計画書

事業実施主体名  
担当者氏名  
電話、FAX  
e-mailアドレス

1 事業の目的

2 事業の内容

(1) 取組の概要

都道府県名	市町村名	事業対象地域	作物等区分 (事業対象作物)	対象作物の農家戸数(戸)	うち土壌診断の対象農家戸数(戸)	対象作物の生産面積(ha)、収穫量(t)	効率的施肥体系の考え方	実施内容	成果目標				備考
									土壌診断等に基づく効率的な施肥体系に転換する生産者の人数の割合を 割以上とする。				
									現状値 (平成〇年)	計画策定時 (平成20年度)	1年後 (平成21年度)	2年後 (平成22年度)	
(戸、%)	(戸、%)	(戸、%)	(戸、%)										
		〇〇地区	土地利用型作物(〇〇)					第2の1の各号ごとに簡潔に記載 (例) 土壌診断の実施 ○項目、○点 土壌診断装置の導入 ○〇〇、1台 土壌診断の外部委託 ○件 〇〇検討会の開催 ○人、○回 〇〇ガイドラインの作成 ○〇部 〇〇研修会の開催 ○地区×〇回					

(注) 1. 本方針の対象となる産地の範囲を図に示して添付する。  
2. 事業実施地域等に応じて、市町村名欄等の横罫線を適宜削除する。

(2) 事業実施地区における現状と課題

(3) 効率的施肥への転換のための対応方針  
第2の1の各号を踏まえ記載

(4) 効率的施肥への転換のための具体的な取組

① 取組体制図

(注) 都道府県等の関係行政機関(普及組織等)と連携した取組を行う場合は、必ずその内容を記載すること。

② 土壌診断の実施

実施時期	実施場所	実施内容	事業量(分析点数、分析項目等)	備考

土壌診断装置等の導入

装置の名称	常置場所	備考

(注) 1. 装置の能力が分かるパンフレット、見積書(2社以上)等を添付する。  
2. 既存の装置等が整備されている場合は、備考欄に整備状況、能力を記載する。

外部委託の場合

委託先	経費内訳	備考

③ 方針等の検討会議等の開催

会議名	構成員	
	氏名	所属・職名



開催時期	参加者	協議内容	備考

方針の作成計画

方針の名称	作成時期	作成部数	配布対象	備考
(例) 土壌診断による効率的施肥マニュアル " ガイドライン	年 月	部		

④ 研修会等の開催

研修会等の名称	実施時期	実施機関	場所	参加予定 人数	内容	備考
	年 月			人		

(5) 事後評価の検証方法

--

(6) 事業費の内訳

区分	事業内容	事業量 (単価、回数、台 数、人数等)	事業に要する経費	負担区分			備考
				国庫補助金	自己資金	その他	
1 ○○費			円	円	円	円	
2 ○○費							
3 ○○費							

(注) 1. 事業内容及び事業量の欄については、2の(1)の表の取組内容を基に積算根拠が分かるように記載する。

2. 備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額○○円 うち国庫補助金○○円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には合計の欄の適用の欄に合計額（「除税額○○円 うち国庫補助金○○円」）を記入すること。

(7) その他

事業の一部を委託する場合はその委託契約書（案）（または写し）の添付

年 月 日

〇〇農政局長<sup>※</sup> 殿

住 所  
事業実施主体名  
代表者氏名 【印】

施肥低減体系緊急導入促進事業(平成〇年度)の実施状況報告書について(土地利用型作物等)

施肥低減体系緊急導入促進事業実施要領(平成20年9月26日付け20生産第3594号生産局長通知)第5の1の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

(注) 関係書類として、別添「施肥低減体系緊急導入促進事業(平成〇年度)実施状況報告書」を添付すること。

※ 北海道にあつては農林水産省生産局長あて、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長あてとすること。

別添

施肥低減体系緊急導入促進事業(平成〇年度)実施状況報告書

事業実施主体名  
担当者氏名  
電話、FAX  
e-mailアドレス

1 事業の目的

2 事業の内容

(1) 取組の概要

都道府県名	市町村名	事業対象地域	作物等区分 (事業対象作物)	対象作物の農家戸数(戸)	うち土壌診断の対象農家戸数(戸)	対象作物の生産面積(ha)、収穫量(t)	効率的施肥体系の考え方	実施内容	成果目標				備考
									土壌診断等に基づく効率的な施肥体系に転換する生産者の人数の割合を 割以上とする。				
									現状値 (平成〇年)	計画策定時(平成20年度)	1年後 (平成21年度)	2年後 (平成22年度)	
(戸、%)	(戸、%)	(戸、%)	(戸、%)										
		〇〇地区	土地利用型作物 (〇〇)					第2の1の各号ごとに簡潔に記載 (例) 土壌診断の実施 ○項目、○点 土壌診断装置の導入 ○〇〇、1台 土壌診断の外部委託 ○件 〇〇検討会の開催 ○人、○回 〇〇ガイドラインの作成 ○〇部 〇〇研修会の開催 ○地区×○回					

(注) 1. 本方針の対象となる産地の範囲を図に示して添付する。  
2. 事業実施地域等に応じて、市町村名欄等の横罫線を適宜削除する。

(2) 事業実施地区における現状と課題

(3) 効率的施肥への転換のための対応方針  
第2の1の各号を踏まえ記載

(4) 効率的施肥への転換のための具体的な取組

① 取組体制図

(注) 都道府県等の関係行政機関(普及組織等)と連携した取組を行う場合は、必ずその内容を記載すること。

② 土壌診断の実施

実施時期	実施場所	実施内容	事業量(分析点数、分析項目等)	備考

土壌診断装置等の導入計画

装置の名称	常置場所	備考

(注) 既存の装置等が整備されている場合は、備考欄に整備状況、能力を記載する。

外部委託の場合

委託先	経費内訳	備考

③ 方針等の検討会議等の開催

会議名	構成員	
	氏名	所属・職名

開催時期	参加者	協議内容	備考

方針の作成

方針の名称	作成時期	作成部数	配布対象	備考
(例) 土壌診断による効率的施肥マニュアル " ガイドライン	年 月	部		

④ 研修会等の開催

研修会等の名称	実施時期	実施機関	場所	参加人数	内容	備考
	年 月			人		

(5) 事後評価の検証方法

--

(6) 事業費の内訳

区分	事業内容	事業量 (単価、回数、台 数、人数等)	事業に要した経費	負担区分			備考
				国庫補助金	自己資金	その他	
1 ○○費			円	円	円		
2 ○○費							
3 ○○費							

(注) 1. 事業内容及び事業量の欄については、2の(1)の表の取組内容を基に積算根拠が分かるように記載する。

2. 備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額○○円 うち国庫補助金○○円」を、同税額がない場合には「該当なし」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には合計の欄の適用の欄に合計額（「除税額○○円 うち国庫補助金○○円」）を記入すること。

(7) その他

事業の一部を委託した場合はその委託契約書の写しの添付

別紙様式第3号

年 月 日

〇〇農政局長\* 殿

住 所  
事業実施主体名  
代表者氏名 【印】

施肥低減体系緊急導入促進事業の成果報告書について（土地利用型作物等）

施肥低減体系緊急導入促進事業実施要領（平成20年9月26日付け20生産第3594号生産局長通知）第6の1の規定に基づき、別添のとおり報告します。

（注）関係書類として、別添「施肥低減体系緊急導入促進事業成果報告書」を添付すること。

※ 北海道にあつては農林水産省生産局長あて、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長あてとすること。

(別添)

施肥低減体系緊急導入促進事業成果報告書

事業実施主体名  
代表者氏名

第1 事業の内容

項目	取組内容

(注) 事業実施計画時に提出した項目、取組内容を記載すること。

第2 事業の実施期間

事業開始日	事業完了年月日
年 月 日	年 月 日

第3 事業の成果

具体的な取組内容	
成果目標の内容	土壌診断等に基づく効率的な施肥体系に転換する生産者の人数の割合を 割以上とする。
成果目標の達成状況	
事後評価の検証方法	
事業の実施による効果	

(注) 「成果目標の内容」及び「事後評価の検証方法」の欄については、事業実施計画書を転記すること。なお、「成果目標の達成状況」及び「事業の実施による効果」の欄については、可能な限り定量的に記入すること。

〇〇農政局長\* 殿

住所  
事業実施主体名  
代表者氏名 印

施肥低減体系緊急導入促進事業の交付決定前着手届

施肥低減体系緊急導入促進事業実施要領（平成20年9月26日付け20生産第3594号生産局長通知）第9に基づき、事業実施計画に基づく別添取組について、下記条件を了承の上、交付決定前に着手したいのでお届けします。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受ける期間内においては、計画変更はないこと。

別添

事業内容	事業量	事業費	購入等予定 年月日	理由
		円		

- (注) 1 「事業内容」には、別紙様式1号別添の2の(1)取組概要内にある実施内容の記述と同一とする。  
2 購入予定装置等に係る業者見積書の写し（2社以上）を添付する。

※ 北海道にあつては農林水産省生産局長あて、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長あてとすること。